

# 平成20年第20回教育委員会記録

平成20年12月26日(金)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成20年12月26日(金)午前10時00分～午前10時32分

**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 大藏 雄之助 委員代理 長者 宮坂 公夫  
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄  
教育長 井出 隆安

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 事務局次長 小林 英雄 庶務課長 中村 一郎  
教育人事企画課長 種村 明頼 教育委員会事務局 統括指導主事 筒井 鉄也  
学校適正配置担当課長 徳 嵩 淳一 学務課長 加藤 貴幸  
社会教育課長 森田 師郎 郷土博物館長 村上 茂  
済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤  
済美教育一事 田中 稔 中央図書館長 和田 義広  
中央図書館長 末木 栄

**事務局職員** 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

**傍聴者数** 7名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第91号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第92号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第 93 号 杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 94 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 95 号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 96 号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 97 号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 98 号 杉並区教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程
- 議案第 99 号 学校運営協議会を置く学校の指定について

**(報告事項)**

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 「杉並区中学校対抗駅伝大会 2008」の実施結果について

## 目 次

議事録署名委員の指名について . . . . . 4

### 議案審議

議案第 91 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 . . . . . 4

議案第 92 号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 4

議案第 93 号 杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 5

議案第 94 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 . . . . . 6

議案第 95 号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 6

議案第 96 号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 6

議案第 97 号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 . . . . . 7

議案第 98 号 杉並区教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程 . . . . . 8

議案第 99 号 学校運営協議会を置く学校の指定について . . . . . 9

### 報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について . . . . . 10

(2) 「杉並区中学校対抗駅伝大会 2008」の実施結果について . . . . . 11

**委員長** それでは、ただいまから平成20年第20回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が9件、報告が2件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

最初に、幼稚園教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第1、議案第91号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第92号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第93号「杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」、以上の3議案を一括上程して審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま一括上程されました3議案につきましてご説明を申し上げます。

いずれの議案も幼稚園教育職員の人事・給与制度に係るものでございます。

先の第4回区議会定例会におきまして、関係する条例が改正されたことに伴いまして、規則につきましても改正をするものでございます。

はじめに、議案第91号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でありますが、平成21年4月1日から、幼稚園教育職員の正規の勤務時間が1日8時間から7時間45分、1週間では、40時間から38時間45分に短縮されることに伴い、所要の規定の整備をする必要があることから改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。「幼稚園教育職員の給与に関する条例」では、あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて、週休日に正規の勤務時間を割り振られた場合、1時間当たりの給与額の100分の25を超過勤務手当として支給することとしておりますが、その場合、規則で定める時間については手当を支給しないこととしてございます。その時間について、本規則第13条第2項第1号では、あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間が40時間に満たない場合は、週休日を振り替えてその週に正規の勤務時間として勤務した場合でも、40時間に達するまでの時間については、超過勤務手当を支給しないことを定めてございます。

この規定について、1週間の正規の時間が短縮されることに伴い、40時間から38時間45分に改めるものでございます。

施行期日でありますが、平成21年4月1日としてございます。

続きまして、議案第92号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

幼稚園教育職員に支給される地域手当の月額、特別区人事委員会から、給料表の改定の実施時期から当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額

とすることと勧告がなされてございます。

こちらも新旧対照表をご覧ください。支給額を定める第2条中、支給割合を100分の14.5から100分の16に改めるものでございます。

施行期日でございますが、改定後の給料表が適用される平成21年1月1日としてございます。

続きまして、議案第93号「杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。

病気休職者に対し、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の8割を支給することができる期間が、これまでは満2年に達するまででしたが、これを満1年に達するまでとするため、条例改正が行われたところでございます。

新旧対照表をご覧ください。第2条におきまして、給与を支給する期間を休職された日から2年に限ることとしておりますが、これを1年に改めるものでございます。

議案にお戻りいただき、附則をご覧ください。

第1項では施行期日を定め、平成21年4月1日としてございます。

第2項をご覧ください。今回の改正に伴い、支給期間が1年間となる職員は、施行日以後に新たに休職処分を受けた職員に対して適用され、その前日から改正前の規定に基づき給与を支給されている職員につきましては、従前どおり2年間とすることを定めてございます。

以上、一括上程されました議案についてご説明をさせていただきました。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** どうもありがとうございました。

ただいま一括上程しました議案の説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

(「なしの声」)

**委員長** 特に異議はないようですので、議案第91号から議案第93号までは原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、学校教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第4、議案第94号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第95号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第96号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第97号「杉並区学校教育職員の地域

手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上の4議案を一括上程し審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま一括上程されました4議案につきまして続けてご説明を申し上げます。

いずれの議案も学校教育職員の人事・給与制度に係るものでございます。先の第4回定例区議会におきまして、関係する条例が改正されたことに伴いまして、規則につきましても改正する必要があるほか、都費教員に準じて人事・給与制度を整備する必要があることなどから改正をするものでございます。

はじめに、議案第94号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、職員の仕事と子育て、この両立を支援する観点から、「子どもの看護休暇」の取得日数について、子どもの人数に配慮した日数に見直しを行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現在、区費教員が取得できる「子どもの看護休暇」は都費教員と同様、9歳に達する日以後、最初の3月31日までの間、1年に5日以内の取得が認められてございますが、養育する子が複数いる場合にあっては6日、この場合にあって養育する子1人につき5日を限度とするとの規定を加えるものでございます。

施行期日でございますが、平成21年1月1日としてございます。

続きまして、議案第95号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

給料の昇給は、毎年4月1日に、昇給の号給数を、4号給を標準として、勤務成績に応じ、号給数を決定するものとしてございます。そのための勤務成績の判定結果を、杉並区の制度である勤勉手当の成績率制度と連動させるために改正するものでございます。

こちらも新旧対照表をご覧ください。昇給日の前年4月1日から翌年3月31日までとしていた勤務成績判定期間を、幼稚園教育職員などと同様に前年の1月1日から12月31日までに改め、判定基準日を翌年の1月1日とすることを定めるものでございます。

施行日は公布の日としてございますが、本日ご決定をいただきましたら、本日公布をする予定でございます。

続きまして、議案第96号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

区費教員に適用される給料表は、先の第4回定例区議会におきまして、特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、都費教員との均衡を考慮し、本年4月の公民較差の是

正、地域手当の引き上げに伴う引き下げなどから、平均マイナス1.4%とする改定を行い、平成21年1月1日に施行されるところでございます。

この改定を受けまして、特別支援学校に勤務する職員等に支給する給料の調整額につきまして、給料表の平均改定率を踏まえた改定を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。まず、1ページの別表第一でございますが、こちらは特別支援学校に勤務する職員に適用されるものでございます。2ページの別表第二は特別支援学級の授業を担当する職員に適用されるものでございます。

施行の期日でございますが、こちら平成21年1月1日としてございます。

最後に、議案第97号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

地域手当の支給額を給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額を16%に引き上げるための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。本則第2条第1項第1号では、特別区の存する地域の支給割合を定めてございますが、これを100分の16に改めるとともに、静岡県賀茂郡南伊豆町、健康学園でございまして、に適用される支給割合の経過措置を定めている附則第2項の規定を、「杉並区職員の地域手当に関する規則」の改正と同様に改めるものでございます。

施行期日でございますが、こちら平成21年1月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** どうもありがとうございました。

ただいま一括上程しました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見をいただきたいと思っております。何かございますでしょうか。

**宮坂委員** 個々の問題じゃないんですけど、一般的に学校教育職員の中には、幼稚園教育職員が含まれていないのかどうか。これは別にしておりますよね。それが1点と、なぜ別になっているのか。

それから、施行期日が4月1日のものと1月1日のものと両方あるんですが、これも何か理由があるんでしょうか。

**庶務課長** 幼稚園教育職員と学校教育職員、それぞれ関係する規則あるいは規定がまたそれぞれ別になっているということが主な理由です。

**宮坂委員** 一緒にするということは難しいんでしょうね。

**庶務課長** その辺の整備の仕方も確かにはあるかなとは思いますが、職員あるいはまた教職員



の職種ですか、そういったものの違いですとか、そういったところからいわゆる規則あるいは規定を上げる必要があるかと思えます。

**宮坂委員** 小学校と中学校は一緒でよろしいんですね。

**庶務課長** 小学校と中学校は一緒でございます。

**宮坂委員** あと施行期日ですが。

**庶務課長** 1月1日に上げる分と4月1日に上げる分。

**教育長** 上位法の施行期日が決まっていますので、上位法の施行に合わせて条例、規則、下位が定められてくるということです。それぞれ上位法の施行期日によって、下位の条例・規則等も変わってきます。

**宮坂委員** わかりました。

**委員長** ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、異議がないようですので、一括上程いたしました議案第94号から議案第97号まで、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第8、議案第98号「杉並区教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程」を上程し審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま上程されました議案第98号「杉並区教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程」につきましてご説明申し上げます。

本規程は、学校教育職員及び幼稚園教育職員の勤務評定を実施し、勤務実績を把握することにより、職員の指導及び監督の有効な指針として役立てるとともに、公正な人事管理を行い、もって職員の能力及び職務能率の向上に資することを目的としたものでございます。この勤務評定の結果は、昇給する号給数の決定及び勤勉手当の成績率制度の運用に当たっての勤務成績となるものでございます。

昇給及び勤勉手当の成績率の制度は、杉並区の制度として実施するものであることから、その評定を行う者の職層、職責は、杉並区の一般職員を対象とした「杉並区職員勤務評定規程」における評定者と均衡を図る必要があることから改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをご覧ください。第7条におきまして、評定者等として、第一次評定者を校長、園長、第二次評定者を教育人事企画課長とし、教育委員会事務局次長を調整者としているところでございますが、調整者であった次長を第二次評定者に改め、教育長を最終評定

者とするほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案に戻って、裏面の附則をご覧ください。

第1項では、施行期日を平成21年1月1日としてございます。

第2項では、改正後の規定は、平成20年度以降に実施する勤務評定から適用することとしてございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第98号は原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。続きまして、議案第99号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を上程して審議いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**庶務課長** 引き続きまして、「学校運営協議会を置く学校の指定について」をお手元にある議案に基づきご説明を申し上げます。

学校運営協議会を置く学校である地域運営学校、いわゆるコミュニティースクールは、平成17年度に小学校2校、中学校2校の合わせて4校で導入以来、平成19年度までに合計で6校を指定してございます。

教育ビジョン推進計画では、20年度から22年度までに毎年度3校ずつ拡充していくこととしてございます。本年度、20年度は杉並第一小学校を4月に指定したところでございますが、その後、本年9月24日の教育委員会に、沓掛小学校と永福小学校の2校を指定校として内定した旨、ご報告をさせていただきました。

その後、東京都教育委員会との協議も終了したため、「杉並区学校運営協議会規則」第2条の規定に基づきまして、平成21年1月1日付で、この2校を学校運営協議会を置く学校として新たに指定したいと考えてございます。

この2校は、いずれも学校支援本部の活動が大変活発で、地域に開かれた学校として、学校、保護者、地域が一体となった特色ある学校づくりを進めております。学校運営協議会を置く学校として大変ふさわしいと考えてございます。

なお、当該2校の学校運営協議会委員につきましては、後ほど報告事項の中でご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

**委員長** ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第99号は原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんので、議案第99号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次は報告事項です。日程第10、報告事項の聴取に入らせていただきます。

はじめに、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** 「学校運営協議会委員の任命について」、お手元の資料に基づいてご説明をさせていただきます。

先ほどご議決いただきました議案のほうでもご説明いたしましたとおり、沓掛小学校、永福小学校の2校の学校運営協議会委員につきまして、「杉並区学校運営協議会規則」第3条第1項の規定に基づき、資料に記載のとおり、任命をすることといたしました。

学校運営協議会の委員の任期は2年とされておりますので、委嘱期間は表の右上の記載のとおり平成21年1月1日から2年間となっております。

大変簡単ですが、私からの説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

**委員長** ただいまのご説明について、ご意見やご質問はございますか。

**大橋委員** 意見ではないんですが、私も地域運営学校に関わらせていただいて、他の地域運営学校の運営の仕方というのも各校、特色あるという言い方をするときれいなんですが、例えば、どこが主導なのか。これは会長職は委員の人選が決まってから、その中で互選という形になるんですかね。互選という形になって、会長主導になっていけば、まだ目的がはっきりして、どういうところに持っていくために、地域運営学校になったのかということが明確になると思うんですが、校長主導になったりしてしまうと、学校支援本部がそのまま地域運営学校に移行したなどという実例も実際のところあると私は判断いたしております。

こういう人選自体で出てくる人のことをどうこうということではないんですが、いろんな形で検証していただきたいのが僕の意見ですね。例えば、そういう形で動き始めたときに、何をなしたのか、こういう部分はどうなったのか、これはかなりアバウトな言い方なんですけども、各校ごとに特色があるということは、各校ごとに取り組みもあるわけですから、その取り組みに関して動いた結果、どうなったというところの検証がすごく私は弱いものだと感じております。

実際、温度差もありますし、例えば、現役のPTAの保護者なんかが入りますと、その中で

何をやっていいのかわからないまま、ずるずると進んでいってしまうということも多々聞きましたので、ぜひ検証のほうを強固にしていきたいなと思います。

以上です。

**庶務課長** 各学校運営協議会につきましても、それぞれ会長さんのもとに協議会を運営してもらってございますが、教育委員会のほうも必要に応じて足を運び、必要な支援ですとかサポートをさせていただくと同時に、一回一回の協議会に関しては、議事録をきちっととっていただいていますので、当然、こういった議論がされているのかということも含めて、適切な支援をこれからもさせていただければというふうに思っています。

**大橋委員** ぜひよろしくをお願いします。

**安本委員** 検証というよりも、どういうことをやっているかというのを掴んでおきたいなというか、見ておきたいという気はします。私もいろんなところへ伺って、こういうことをしているんだ、ああいうことをしているんだということは、個人的には聞きますけれども、こういう場所とかで大体こういう取り組みがあるんだとか、そのようなことをもし伺うことができれば、例えば、比べるという言い方はおかしいけれども、ここはこうなんだ、ここはこうなんだということがわかってきて、今後、全部杉並区内に広がっていくことを考えると、その点は大変大事だと思いますので、一応、どこかでまたお聞かせいただければと思いますけれども。

**庶務課長** わかりました。学校運営協議会の開催の日程ですとかそういったものも含めて、できる限り情報提供していきたいと思います。

**宮坂委員** 今のと重なるかもしれませんが、学識経験者というのは誰が決めるんですか。

**庶務課長** 当然、その地域に住む方を中心にという形で。

**宮坂委員** 誰かが推薦するんですか。

**庶務課長** 校長が推薦するという形にもなりますし、人材ということであれば、教育委員会のほうから、こういう方がいらっしゃいますということをお勧めすることもございます。

**委員長** それでは、よろしゅうございますか。今のような要望を生かして、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして「『杉並区中学校対抗駅伝大会2008』の実施結果について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうからは「『杉並区中学校対抗駅伝大会2008』の実施結果について」、ご報告させていただきます。

当日、雨の中、本当にお寒い中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。実施の内容については、記載のとおりでございますけれども、今回のコースは第3区でございますが、杉

並清掃事務所から柳窪公園なんですけれども、一部変更がございました。杉並保健所の横のバス通りではなくて、1つ東側の大田黒公園沿いの道路を使わせていただいたものでございます。距離にしてはほとんど変更がなかったということでございます。

気象条件等々については記載のとおりでございます。

実を申し上げますと、競技従事者1,500名となっているんですが、町会、自治会のほうにすべて、161の町会、自治会にお声をかけさせていただきました。ポスターの掲示等、ともに最低2名ずつのご参加をお願いしたところ、去年は37団体だったんですけれども、今回、98団体からご協力いただきました。127名から約倍の230名の方々にご協力もいただいたところでございます。

なお、この結果については、5番目に記載してございますけれども、「J」：COM東京」のほうで、1月1日から5日まではニュース、それから11日、12日、17日と55分番組を放映させていただくものでございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。結果でございます。

男子の部、女子の部ということで、それぞれ26位、25位まで記載してございますけれども、男子の天沼中学校は3連覇でございます。ただ、タイムとしては、35分38秒で、昨年よりも27秒ほど遅れた状態にはなっておりました。

女子の1位は、松ノ木中学校でございますけど、こちらのほうは37秒上回っております。非常に熱戦が繰り広げられ、特に男子は、中継所からの速報を入れるようにさせていただきました。加えて、大宮八幡の鳥居の前でも速報を入れさせていただいたんですが、そこでは、日大二中がトップでございました。そこから約500メートルの間に、天沼中と和泉中が大逆転を繰り広げたという、雨の中ではございましたけれども、非常に劇的なドラマが展開されたんじゃないかと思っているところでございます。

選手たちも、ストレスといいますかプレッシャーの後の開放感に浸って、非常にいい顔をしておりましてし、閉会式も雨の中でございましたけれども、静粛にというか、きちんととり行われたものではないかと思っているところでございます。

天沼中は、陸上部がございまして、かなり積極的に取り組んでいるんですが、和泉中は陸上部はございません。実を申し上げますと、いろんなクラブの生徒から集めたいいわゆるアマチュアの集団でございます。それが朝も猛特訓を繰り広げ、それからPTAの人たちもどこで応援をしたらいいのか、一番効果的な場所を選んでやったと。そういう意味では、アマチュア集団の2位というのは、すばらしいものじゃないかというふうに私は感じているところでございます。天沼中は3連覇を目指したという、これはある意味では陸上部があるところでございますけれども、和泉中の2番手というのは、非常に地域を挙げてのすばらしい成果じゃなかったかというふうに考

えているところでございます。

男子の部の和泉中は、2人区間賞もっておりまして、そういう意味では、早朝練習等の成果も出てきたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**委員長** 何かご意見、ご質問はございますか。

来年は10周年とかですね。

**社会教育スポーツ課長** 10周年でございます。ますます気合いを入れてやらせていただければと。

まだ予算が決まっておりませんので、何とも申し上げられませんが、予算要求が通った暁には、ますます、161町会、自治会の皆さんにも、もっともっとご協力いただきながら、取り組んでいければなと思っているところでございます。

以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。

以上で報告事項の聴取を終わります。

これで予定された日程はすべて終了いたしました。庶務課長、何かございますか。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、新年1月14日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく願いをいたします。

私からは以上です。

**委員長** それでは、これで本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。